# 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 市
 丸
 人
 内

 丁
 目
 2
 2
 号

 発
 折
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

# 規則

ページ

1

- ◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則
- ◎高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎高知県会計規則の一部を改正する規則

# 告示

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)

- ○遊漁規則の一部変更の認可
- (漁業管理課)
- ◎告示(会計管理者及び出納員の権限に
  - 属する事務の一部委任)の一部改正 (会計管理課)

# 規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

高知県知事 尾﨑 正直

### 高知県規則第24号

# 高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を 改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則(平成19年高知 県規則第46号)の一部を次のように改正する。

 北高等学校 高知県立須崎総合高等学校」を「高知県立須崎総合高等学校 高知県立窪川高等学校」に、「高知県立宿毛工業高等学校」を「高知県立宿毛工業高等学校」を「高知県立宿毛工業高等学校 高知県立西万十高等学校 高知県立中村高等学校西土佐分校 高知県立市水高等学校」を「高知県立四万十高等学校 高知県立中村高等学校西土佐分校」に改める。

# 附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

# (経過措置)

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県職 員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定により納付すべき 職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。

高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

高知県知事 尾﨑 正直

### 高知県規則第25号

# 高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の3.24」を「100分の3.3」に、「100分の 2.16」を「100分の2.2」に改める。

第12条第1項中「100分の3.24」を「100分の3.3」に改める。 第14条第7項中「1,000分の1.08」を「1,000分の1.1」に改める。

別記第4号様式及び別記第8号様式中「3.24%」を「3.3%」 に、「2.16%」を「2.2%」に改める。

別記第9号様式中「3.24%」を「3.3%」に改める。

### 附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後において、この規則の施行の日前に売りさばき人が買い受けた高知県収入証紙について高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)第8条第2項の規定により同条例第6条第2項に規定する金額を差し引く場合は、この規則による改正後の高知県収入証紙条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合においては、新規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の高知県収入証紙条例施行規則別記第8号様式を使用することができる。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

# 高知県規則第26号

# 高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「及び地方法人特別税」を「、地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。)及び特別法人事業税」に改め、同項第7号中「及び地方法人特別税」を「、地方法人特別税及び特別法人事業税」に改める。

第8条第1項中「及び地方法人特別税」を「、地方法人特別税 及び特別法人事業税」に改める。

第29条第1項第6号中「又は地方法人特別税」を「、地方法人 特別税又は特別法人事業税」に改める。

第67条第1項に次のただし書を加える。

ただし、地方法人特別税については、同表に規定する特別法 人事業税の区分に含めるものとする。

別表第5中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める

# 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

告示

# 高知県告示第386号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和元年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日 たきぐち薬局く 高岡郡四万十町見付901番地 令元・9・1 ぼかわ店

日本調剤高知東 南国市岡豊町小蓮185-1 """

### 高知県告示第387号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、 遊漁規則の一部変更を令和元年9月20日に次のとおり認可した。 令和元年9月27日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁 規則
- (1) 漁業権者の名称及び住所

物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地

(2) 漁業権の免許番号 内共第509号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中「5月15日から9月30日まで」を「5 月15日午前5時から9月30日午後5時30分まで」に、「7月 1日から12月31日まで」を「7月1日午前5時から12月31日 午後5時まで」に、「8月1日から12月31日まで」を「8月 1日午前5時から12月31日午後5時まで」に、「6月20日か ら9月30日まで」を「6月20日午前5時から9月30日午後5 時30分まで」に、「6月20日から7月31日までの期間内の夜 間(午後7時30分から翌日の午前5時までの間をいう。以下 同じ。)を除き、物部川の戸板島橋の下流300メートルから 500メートルまでの区域に限り、夜間」を「日没から日の出 までの間」に、「物部川の杉田えん堤から永瀬えん堤までの 区域に限り、8月1日から9月30日までの期間内の夜間」を 「日没から日の出までの間」に、「6月20日から7月31日ま での期間内の夜間を除き、物部川の戸板島橋の下流300メー トルから500メートルまでの区域に限り、夜間」を「日没か ら日の出までの間」に、「ただし、8月1日から9月30日ま での期間内の夜間」を「ただし、日没から日の出までの間」 に、

物部川の杉田えん場から下流の区域 9月1日から

11月30日まで

を

第五種共同漁業権内共第509号に係 9月1日から る漁場の全区域

11月30日まで

に改め、同条第3項の表中「5月15日から同月31日まで」を 「5月15日午前5時から同月31日午後7時まで」に、「5月 15日から9月30日まで」を「5月15日午前5時から9月30日 午後5時30分 に、「7月1日から8月31日まで」を「7月 1 日午前 5 時から 8 月31日午後 5 時30分まで」に改める。

第6条第2項の表中「70歳から79歳まで」を「70歳以上」 に改め、「80歳以上の者」を削り、同条第6項に後段として 次のように加える。

この場合において、あまごを対象とする遊漁に係る1年 遊漁料を10月1日以降に納付する場合は、第1項の表中 「7,000円」とあるのは、「3,000円」とする。

附則として次のように加える。

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和元年10月1日

- 2 嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規
  - (1) 漁業権者の名称及び住所

嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第510号

(3) 游漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中「7月15日午前5時から12月31日午後 5 時まで。 | を「8月1日午前5時から12月31日午後5時ま で。」に改める。

第5条第2項の表中「75歳以上の者」を削る。

附則として次のように加える。

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和2年1月1日

# 高知県告示第388号

平成19年4月高知県告示第262号(会計管理者及び出納員の権 限に属する事務の一部委任)の一部を次のように改正し、令和元 年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

高知県知事 尾﨑 正直

別表第1中「税務課の所掌に係る県税及び地方法人特別税」を 「税務課の所掌に係る県税、地方法人特別税(地方税法等の一部 を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の 規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定 による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年 法律第25号)に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。)及 び特別法人事業税」に、「県税事務所の所掌に係る県税及び地方 法人特別税」を「県税事務所の所掌に係る県税、地方法人特別税 及び特別法人事業税」に改める。

別表第2中「及び地方法人特別税」を「、地方法人特別税及び 特別法人事業税」に改める。